

議 第 44 号
令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 25 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 48 号を削り、第 49 号を第 48 号とし、第 50 号から第 55 号
までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市優待証（さくらカード）の交付に係る手数料を廃止するため、所要の改正
を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。